

事項ノ逐條審議ニ入り翌午前處時三十五分迄終リ全一時
三十分別記ノ覺書、通口滿解決本月三日始發ヨリ就業スル
ヲト、ナリ會見ヲ了ス

二) 解決後、後業負側ノ動靜並本月三日ノ運轉状況

前記解決後後業負代表ハ爭議困本部(敎能産)ニ引揚ケ解決
顛末ヲ報告本月三日始發時ヨリ就業スルコトニ決意爭議困
解散レ始發時ヨリ、就業状況ハ常態ニ復セリ

迨而既業要求事項ハ誤記ノ誤アルヲ以テ別記ノ通り訂正セ
ルニ付為念

右及申(通)報候也

別記

本報記者社對後業負側於今合面兩者ノ互譲ニ依リ左ノ條件以テ圓場解決セ
ルニ付、各々同意セシメテ此ノ作表ニ對シテ、調停者ニ於テ各々同意ヲ得テ、

- 解決條件
- 一 解雇者表者タル男、女ノ別ニ依リ、同業ニ於テ不中ナル歳首ヲナシ、ハコト
 - 一 諸君等、現在アリ職額ニ付ルコト
 - 一 午後ノ臨時雇員、停止スルコト 但シ必要ナル場合ハ此ノ限りニ限リ、取ルコト
 - 一 解雇者等、中令後、再入社トシ、爾來全社設備ノ好轉ニシテ、場合ハ考慮スルコト
 - 一 在業ノ就業、ハ、働キヲ得ルニ付、格別セシムルコト
 - 一 在業ノ就業、ハ、成積利ニ依リ、昇格セシムルコト
 - 一 現在ノ就業、ハ、各々ノ調停者、上稱合リ、出スルコト
 - 一 退職者等、各々ノ現在ノ社業ニ依リ、學ヲスルコト、シテ、其ノ可及、速ニナルコト
 - 一 解雇助手、ハ、之レヲ停止スルコト
 - 一 解雇、ハ、現在ノ通りトシ、一年迄勤者、ハ、高ニシテ、賜休ヲ許スルコト
 - 一 解雇者、通口滿ニ就任シ、常務ニ堪ヘラシ、權限ニ付ルコト
 - 一 未だ中令ノ就業、ハ、之レヲ許シ、其ノ後、ハ、不承トシ、コトヲ依リ、ハ、コト
 - 一 本社業、ハ、之レヲ許シ、其ノ後、ハ、不承トシ、コトヲ依リ、ハ、コト
 - 一 現在、一月、五日、ハ、各々ノ支給スルコト
 - 一 保障係解決條項
 - 一 後夜等、即、旧、復シ、一人、七、分、支給スルコト
 - 一 歩増、時、日、ハ、七、分、ハ、同、復シ、一、歩、ト、スルコト
 - 一 毎、日、一、圓、五、角、以上、昇給、ノ、件、ハ、全、社、設備、好轉、時、限、ニ、於、テ、考慮、スルコト
 - 一 二、三、日、田、外、差、支、給、ノ、件、ハ、全、社、設備、好轉、時、限、ニ、於、テ、考慮、スルコト